



# 妊産婦

## 交通費助成事業のご案内

妊娠期間から安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療及び保健サービス等が受けられる環境を整えるため、出産時にかかる交通費の助成を実施しています。なお、必ず申請が必要です。

### 《助成対象者》

阿久根市に住所があり、母子手帳の交付を受けて令和8年4月1日以降に出産された方  
(※市税の滞納がないことを条件とします。)

令和8年  
4月より  
開始

### 《助成金額》

妊産婦の交通費助成は、出産のため、分娩取扱施設等までにかかった移動費用のうち、1回(往復)とし、助成対象経費の8/10が助成となります。

※助成申請金額のうち、国や県等の機関より補助金を受けている場合は、助成額より控除させていただきます。

また、タクシー以外の移動手段については、阿久根市職員等の旅費に関する条例に基づき算出させていただきます。

### 《申請に必要なもの》

- 阿久根市妊産婦交通費助成金交付申請書兼請求書
- 出産日及び分娩した施設が確認できる母子健康手帳等の写し  
※里帰り中の方は、里帰り先の居住地を示す書類
- 交通費に係る領収書又は利用証明書(タクシーのみ)
- 振込口座の通帳の写し

### 《申請書の提出期限》

出産した日の翌日から起算して半年(6か月)以内となります。

＼詳細はこちら／

お問合せ先(申請先)

阿久根市役所 こども保健課 こども家庭係

☎ 0996-79-3039(直通)

